



中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、2018年12月6日に公表した2019年度の事業方針に沿って、2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の搬入を、概ね完了することを目指します。また、これに先立ち、2020年前半には幹線道路沿いや身近な場所から仮置場をなくすことを目指します。

図には、2015年度、2016年度、2017年度の輸送量実績、2018年度の輸送量予定値及び2019年度の中間貯蔵施設事業の方針で示した2019年度（予定値）の輸送量を追記しています。本見通しは、中間貯蔵施設事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行います。

本資料への改訂日：平成29年3月31日

改訂日：平成31年3月31日